

臨時増刊

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時増刊号

市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症が世界規模で猛威を振るっており、国内においては、緊急事態宣言が発令されている状況であります。都留市におきましても、市民生活や地域経済にたいへん大きな影響を及ぼしております。

都留市では、市民の皆様の安全・安心を守るということを最優先に、市民お一人一人にマスク1箱（50枚入）の配布や臨時休校等の長期化で家計に掛かる負担を軽減する生活支援策として、児童手当を受給している世帯に、対象児童1人につき2万円の支給などを実施します。

また、事業者への支援としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが前年同月比30%以上減少した事業者や県が実施した緊急事態措置による休業要請により休業した事業所、外出自粛等の要請により売上げが減少した事業所に、それぞれ10万円を支給するなどの支援を実施します。

この人類の新たな脅威である「ウイルス」という見えない敵との戦いは必ず終息するという強い希望を持ち、安全・安心を守るということを最優先に、全力で対策を講じてまいります。市民の皆様と力を合わせれば、必ずやこの苦境を乗り越えることが出来ると信じております。

共に頑張りましょう。

令和2年5月1日 都留市長 堀内 富久

※広報つる5月号にも新型コロナウイルス感染症に関する記事を掲載しています。

※本紙裏面には市が実施する各種支援事業等について掲載しています。

外出自粛要請等事業者緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言を受け、山梨県が実施した緊急事態措置による休業協力の要請に基づき休業、または外出自粛等の要請により売上げが減少した中小企業者に対し、支援金を給付します。

対象となる事業者

支援金の給付対象は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次のいずれの条件も満たす方です。

(1) 山梨県が実施した緊急事態措置による休業協力の要請に基づき休業、または外出自粛等の要請により売上げが減少した中小企業者で右の表に定める事業を営み、緊急事態措置の解除後も引き続き事業を継続しようとする方のうち、①または②のいずれかに該当する方

①令和2年3月31日以前から申請日時点まで市内に事業所を有している法人

②令和2年3月31日以前から申請日時点まで都留市内に居住し、山梨県内に事業所を有している個人事業主

(2) 令和元年度以前の市税等を滞納していない方

(3) 都留市暴力団排除条例（平成24年都留市条例第12号）第2条第1項第2号又は第3号に該当しない方

支援金の額 一律10万円

申請の方法

支援金の交付を受けようとする方は、次に掲げる申請書等を原則、郵送で産業課まで提出してください。

- ①都留市外出自粛要請等事業者緊急支援金交付申請書 ②申請代表者の本人確認書類 ③振込先金融機関口座確認書類 ④法人登記簿の写し（法人の場合） ⑤令和元年度の確定申告書の写し（個人事業主の場合）

※内容審査のため、申告内容や営業状況等の調査を行う場合があります。申請書等は市ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない環境にない方には、郵送しますのでご連絡ください。

◆対象事業者一覧

施設の種類の	内 訳
劇場等	劇場、映画館、プラネタリウム 等
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室 等
大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設	生活必需物資の小売り関係以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。） ※床面積の合計が1,000㎡超に限る。
ホテル・旅館	ホテル、旅館 等
屋内運動施設	フィットネスクラブ、体育館、武道場 など ※屋外施設は対象外。
遊戯施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク 等
博物館等	博物館、美術館、図書館 等 ※床面積の合計が1,000㎡超に限る。
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
学習塾等	学習塾、英会話教室、音楽教室 等 ※床面積の合計が1,000㎡超に限る。
飲食店	食堂、レストラン、喫茶店 等 ※テイクアウト専門店を除く。
飲食品卸売業	主として飲食品の卸売を行う事業者 等
旅行業	旅行代理店、バス・タクシー業、運送代行業 等

新型コロナウイルス感染症への支援策に便乗した詐欺や悪質商法にご注意ください！

◆特別定額給付金を装った詐欺

市役所などの行政機関の職員が、特別定額給付金の給付のために、手数料の振り込みや現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。また、銀行口座の番号や暗証番号、マイナンバー等の個人情報や電話やメールでお問い合わせすることも絶対にありませんのでご注意ください。

特別定額給付金の給付は、市役所から各世帯主あてに送付する申請書に口座番号などの必要事項を記入し、返送する形で行います。

◆厚生労働省の職員を装った詐欺

厚生労働省の職員を装い、「費用を肩代わりするので、検査を受けるように」などと指示して個人情報を出そうとする事例や、「50万円の助成金を受けられる」として個人情報の聞き出しや振り込みを要求するなどの電話詐欺事例が報告されています。

◆身に覚えのない商品の送り付け詐欺

身に覚えのない商品が届き、数日後に商品代として高額請求が来る事例が報告されています。また、不審に思い同封された連絡先に電話したことや被害にあった事例も報告されています。身に覚えのないものが届いても、事業者に連絡せず、14日間保管してから処分してください。都留市からお送りする1人1箱のマスクは、各地区の消防団を通じて各世帯にお届けする予定です。

特別定額給付金について

国民一人当たり一律で10万円を給付する「特別定額給付金」は、都留市では5月中旬に原則各世帯主あてに申請書を順次発送する予定です。詳細はお送りする資料等をご確認いただき、必要事項を記入の上、同封する返信用封筒にて提出をお願いします。

なお、申請書を提出いただいた世帯から順次、振込の処理を行いますので、ご承知おきください。

制度概要

給付対象者 令和2年4月27日（月）時点で行基本台帳に記録されている方

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

給付額 給付対象者1人につき、10万円を世帯主名義の口座に振り込みます。

給付の方法

①郵送申請方式 市から受給権者あてに郵送される申請書に、振込先口座等を記入し、同封の返信用封筒にて振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに、市に提出してください。

②オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者に限る） マイナンバーから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請してください。

注意

◆申請書を記入する際には記入例を参考にし、記載の漏れや誤りがないよう、注意してください。◆申請書に記入した口座番号と添付する通帳の写しが一致することをご確認ください。

◆新型コロナウイルス感染症への感染予防として、市役所への来庁は控え、不明な点は市や総務省のホームページをご確認いただくか、電話にてお問い合わせください。

都留市からののお知らせ

新型コロナウイルス感染症に伴う

都留市緊急支援対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市では市民の皆様の感染予防や家計に掛かる負担の増加、事業者などへの経済的打撃などを考慮し、これらに対応するため、4月28日（火）に開会した臨時議会の可決を受け、総事業費約5億円の緊急支援対策を行うこととしました。緊急支援対策の一覧は次のとおりです。なお、各支援の詳細や申し込みの方法などは、市のホームページに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

◆感染予防支援

支援の名称	支援の内容	支援を受ける対象や条件など	申込	担当課
感染予防のためのマスクの配布	消防団の皆様にご協力をいただき、5月中を目途に順次、各世帯にマスクを配布します。配布枚数は1人につき、50枚です。	住民基本台帳に登録されている都留市民、及び都留文科大学学生、産業技術短期大学校生（都留キャンパス）、健康科学大学看護学部生	不要	地域環境課 地域振興担当

◆住宅支援

支援の名称	支援の内容	支援を受ける対象や条件など	申込	担当課
解雇や失業に伴う住宅退去者への市営住宅無償提供	市営住宅の空き部屋を最長3カ月間、対象となる方に無償で提供します。※部屋数に限りあり。	本市に住所を有し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う解雇や失業等により、社員寮や賃貸住宅から退去させられた方	必要	建設課 建築住宅担当

◆生活関連支援

支援の名称	支援の内容	支援を受ける対象や条件など	申込	担当課
国民健康保険傷病手当金給付	国民健康保険に加入する被用者に傷病手当金を給付します。	国民健康保険に加入する被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した（または感染が疑われた）ため、4日以上仕事を休み、その間の給与の支払いがなかった方	必要	市民課 保険年金担当
市税等の納付猶予	市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付を、延滞金なしで1年間、猶予します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、1カ月間の収入が前年同月より20%以上減少し、市税の納付や上下水道料金の支払いが困難になった方		税務課 収納対策室
上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払いを4カ月間、猶予します。			上下水道課 水道管理担当

◆子育て世帯支援

支援の名称	支援の内容	支援を受ける対象や条件など	申込	担当課
子育て世帯応援臨時給付金	児童手当受給世帯に対し、対象児童1人につき、2万円を給付します。	児童手当を受給している世帯	不要	健康子育て課 子育て支援担当
ひとり親世帯応援臨時給付金	児童扶養手当受給世帯に対し、対象児童1人につき、1万円を給付します。	児童扶養手当を受給している世帯		学校教育課 学校教育担当
就学援助世帯応援臨時給付金	就学援助を受給している世帯に対し、小中学校に在籍する児童生徒1人につき、1万円を給付します。	就学援助を受給している世帯		
給食費の無償化	市内小中学校の給食費を、学校再開から一定期間、無償にします。	市内小中学校に在籍する子どものいる世帯		

◆事業者等支援

支援の名称	支援の内容	支援を受ける対象や条件など	申込	担当課
外出自粛要請等事業者緊急支援給付金	県が実施した緊急事態措置による休業要請により休業した事業者や外出自粛要請等により売り上げが減少した事業者に支援金として10万円を給付します。	山梨県の休業要請に該当する業種、または飲食店、飲食料品卸売業、旅行業を営む事業者で、引き続き、継続して事業を継続する方 ※詳細は裏面をご確認ください。	必要	産業課 商工観光担当
中小企業持続化特例支援給付金	30%以上売り上げが減少した事業者に対し、事業継続支援金として10万円を給付します。	30%以上売り上げが減少した事業者 ※50%以上の事業者は国の持続化給付金も申請することができます。		
雇用継続特例支援給付金	従業員の休業手当を支援する「雇用調整助成金」を活用した事業者に対し、雇用継続のための支援策を実施します。 ※国の雇用調整助成金の動向を見ながら詳細を検討中です。	雇用調整助成金の支給を受けた事業者 ※雇用調整助成金についてはハローワーク都留までお問い合わせください。 問合せ先：ハローワーク都留 ☎ 43-5141		
緊急対策融資保証料助成金	国などが実施する資金繰り支援策の利用に必要な保証料を通算10万円まで助成します。	新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受け、国などが実施する資金繰り支援策を利用する事業者		
各種証明書発行手数料の免除	新型コロナウイルス感染症関連の支援制度の申請に必要な各種証明書（市役所窓口で発行するもの）の発行手数料を免除します。	新型コロナウイルス感染症に関する支援制度に申請をする市内事業者等	窓口にて申し出てください	各種証明書の発行窓口

◆雇用支援

支援の名称	支援の内容	支援を受ける対象や条件など	申込	担当課
会計年度任用職員緊急雇用	応募要件に該当する市内に在住する方を市役所の会計年度任用職員（非常勤職員）として採用します。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、失業した方や世帯収入が減少した方、企業の内定を取り消された方など（採用者は選考により決定）	必要	総務課 職員担当